

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 独立行政法人住宅金融支援機構が行う業務の委託の範囲等に、住宅のエネルギー消費性能の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けに関する業務を追加するものとする。 (本則関係)

第二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行するものとする。

(附則関係)